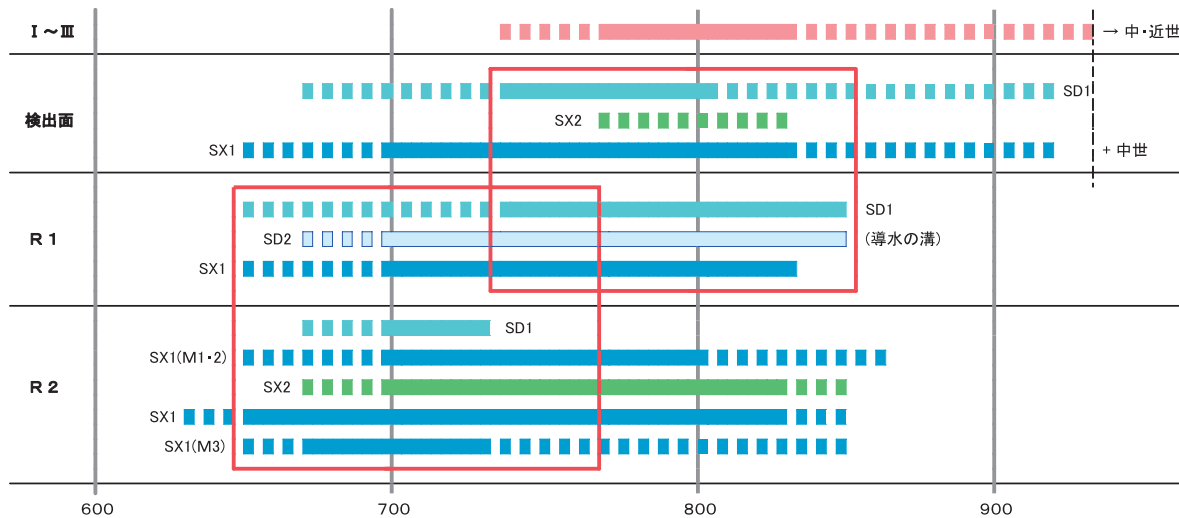


V まとめ

1 遺跡の性格

「西の谷」の開発と祭祀の盛行 出土遺物は、美濃須衛窯 第Ⅲ期から第Ⅴ期に相当する時期にわたるが、点数はR 1層からの出土が圧倒的に多く、おおむね第Ⅳ期 第2小期から第Ⅴ期 第1小期^{*1}にかけての須恵器がその大半を占めている。また、弥勒寺跡や弥勒寺東遺跡で出土する猿投窯 黒笹90号窯式を中心とするその前後の時期^{*2}の灰釉陶器が極端に少ない。



実年代の比定は筆者の管窺であり諸賢に斧正を乞いたい。祭祀は、自然流路におけるR 2層の堆積過程の後半に始まり、この層の上面及びR 1層の堆積過程の前半に盛行したと考えられる。

トレンチとセクションベルトを頼りに、層ごとの特徴を見極めながら調査を進めることに細心の注意を払ったが、本流のSX 1・2においては、調査区全体の水没という事態に何度も見舞われ、その都度、西トレンチが崩壊し、検出途中の面が乱れる甚大な影響を受けた。このため、遺憾ながら遺物の取り上げについて層の上下の錯誤は否めない。これに対して、支流のSD 1は範囲が狭く、東トレンチの精査と併行して短期間で実施できたことなどから、層位的な発掘がSX 1・2に比べて一定程度成功していると思われる。そのため、下層に行くにつれ、出土する遺物の時期幅が絞られる傾向が見られる。

一方、下層から上層まで、「弥勒寺」創建期、あるいはそれ以前にさかのぼる遺物が少量ずつ含まれている。開析と堆積が繰り返されたことによる攪拌を少なからず受けていると思われるが、この谷には7世紀後半から営為が及び、祭祀が盛んに行われた時期まで営々と存続した何らかの遺構が今回の調査区より上流にあった可能性を示唆している。

この説に順えば、自然流路内から多量のハツリ屑や「弥勒寺」所用の瓦が出土すること、調査区内で合流しないSX 1とSD 1から出土する遺物が接合することなどが合理的に解釈できる。

*1 8世紀中葉～9世紀前半 岐阜市教育委員会 1981『老洞古窯跡群発掘調査報告書』、各務原市教育委員会 1981『稲田山古窯跡群発掘調査報告書』・1983『各務原市史 考古・民俗編 考古』・1984『美濃須衛古窯跡群資料調査報告書』、渡辺博人 1988『美濃須衛窯の須恵器生産』『古代文化』第40巻 第6号 古代学協会

*2 9世紀中葉～10世紀前半(黒笹14号窯式～折戸53号窯式) 関市教育委員会 1974『岩利ヶ洞遺跡発掘調査報告書』・関市北部の古窯址群・1981『重竹遺跡-その2-』・1986『国指定史跡 弥勒寺跡』・1988～90『国指定史跡 弥勒寺跡-範囲確認調査報告書-』I～III・1990『檀ノ木洞1・2号窯』・1996『砂行古窯』、美濃市教育委員会 1989『美濃市西南部古窯址群』

大寺 墨書「大寺」は、これまでも弥勒寺跡で発見されているが、9世紀後半の灰釉陶器に記されたものに限られていた。^{*1}つまり、「弥勒寺」が「大寺」と呼ばれていたことが、8世紀の中頃までさかのぼる蓋然性が高くなったのである。解読できた文字の実に4分の1以上を「大寺」ないし「寺」が占め、現象としては、墨書行為の始まりと盛行に連動している。「郡寺」としての性格、すなわち、一豪族の氏寺であること以上に、律令体制の一翼を担う施設であり、郡衙の機能の一部を構成する存在として位置づけられ、またそれが人々に意識されたことの反映が「大寺」の墨書であるとすれば、寺院併合令との関わりや^{*2}、さらに、こうした寺院再編成の動きと郡衙における神祇的な祭祀の催行もまた、相互に関わり持っていた可能性が指摘できる。

「大寺」と墨書すること自体は管理上の便宜であり、祭祀との直接的な関わりは想定しがたいが、少なくとも、寺院で管理されていた土器が多量に動員され、また、堆積に流れ込む必然性があったと考えざるを得ない。寺院が祭祀に大いに関与したか、あるいは「弥勒寺」に関わる施設、敢えて穿てば、僧房や食堂などを含む寺院の経営を司る「寺家」^{*3}(13)がこの谷にあったのではないか。

祭祀の復元 祭祀に関わると思われる要素を挙げると、①様々に演出された井泉の点在、②土器に吉祥の文字や呪句を墨書する行為、③斎申による結界、④人形・舟形・刀形代(木片を形代としたものを含む)などによる清冽な水への働きかけ、⑤桃の果実ないし種子による「辟邪」、⑥コウヤマキ製の有孔板による何らかの仕掛け(ササラか)、⑦組立式の案、⑧灯明、⑨燃えさし(松明か)、⑩掘立柱列(祭祀の空間を画す目隠し堀か)、⑪掘立柱列の外側に、据える場所が定められていた篝火。

こうして見てくると、その道具立てと、厳かに夜半の静寂の中で執り行われた情景がおぼろげながら浮かび上がってくる。

木簡の発見 近年、都において「美濃国」に関わる木簡の出土が飛躍的に増加する一方で、まさに美濃国内で出土した点において特筆すべき成果である。^{*4}特に第4号木簡は、緊急に出仕する旨と命令に背いた場合の刑罰をも記した召喚状であり、その内容や大きさからみて、武義郡衙から発給された郡符木簡の可能性が高い。^{*5}郡衙に関連する施設と推定される遺跡において発見例が増えており、古代における地方行政の実務の日常的な動きを具体的に示すものとして、とみに注目されている。^{*6}これまでに10数例知られるが、郡衙の遺構が明らかな遺跡からの出土は初めてである。

この木簡に記された「建マ□万」らは、弥勒寺西遺跡で行われた祭祀において、何らかの役割を担うために召喚された人たちだったのではないかと想像される。

*1 1998～99年に実施した講堂跡の調査において、初めて灰釉陶器に墨書「大寺」が確認され、それ以前に発見されていた灰釉陶器に「大□」とだけ読める10数点の墨書についても、すべて「大寺」と見るべきことがわかった。

*2 八賀 晋 2001 「飛驒国伽藍について」『美濃・飛驒の古墳とその社会』同成社
飛驒の寺々の変化を見ると、奈良時代後半に郡の「大寺」の位置づけを得たと考えられる寺院や郷名を冠した寺院の存在が把握できる。その背景には、荒廃した寺院の併合を命じた『続日本紀』霊龜2(716)年5月庚寅条の記事にみえる律令政府の仏教興隆政策があり、地域がそれに対応していく過程が読み取れる。

*3 Ⅲ遺物 1 墨書土器 a.文字「公的な施設」p.33

*4 近藤大典 2005 「古代美濃国関係木簡集成稿Ⅱ」『岐阜史学』第101号 岐阜史学会

*5 Ⅲ遺物 2 木製品 a.木簡「第4号木簡」p.81

*6 早川万年 2004 「郡符木簡」『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館

2 ムゲツ氏と水の祭祀

「務義百姓」から「牟義都首」へ 『続日本紀』 養老元(717)年9月に、「元正天皇が美濃當耆郡に行幸し、醴泉をご覧になる」という記事がある。いわゆる「養老改元」の契機になった著名な出来事である。そのとき、行幸に従った官人や美濃国司に賜物と郡領以下への昇叙が行われたが、醴泉の所在する「當耆」・行宮が置かれた「不破」の2郡と、行宮に奉仕した「方縣」・「務義」の2郡の百姓は、その年の田租が免除されている。なぜ、行幸の目的地周辺の郡だけではなく、遠く離れた「方縣」・「務義」の一部の人々が行宮に駆り出され、免租を得たのか。遠因は、壬申の乱での活躍に求められることは言うまでもないが、もう一つ注目すべきことは、朝廷との関わりにおいて、ムゲツ氏の担っていた役割である。

『正倉院文書』に残る美濃の戸籍によれば、ムゲツ氏が本拠とする地域には、領内の美泉を汲み、大王家に献上する服属儀礼に奉仕する水取部の存在がみえる^{*1}。さらに、『延喜式』^{*2}「主水司」には、「牟義都首」が京内の井戸を定め、清浄にして、立春の味旦に若水を汲み、天皇に奉ることが規定されている。ここで登場する「牟義都首」は特定の人物ではなく、この儀式に奉仕するムゲツ氏の責任者、あるいは職名的なものと思われる。ムゲツ氏は、大化前代からこの役割を持ち続け、やがては宮中における水の祭祀に関わる中心的な存在になっていく^{*3}。

『続日本紀』の記事と『延喜式』との間には2世紀の隔りがあるが、こうした遺制をかたくなに守り続けたムゲツ氏の姿を、弥勒寺西遺跡の祭祀跡に見ることができるのではないだろうか。

律令と祭祀 弥勒寺西遺跡は武義郡衙と一体の存在であり、また、それが最大の特徴である。地方豪族の拠点が中央との関係において律令国家を体現する施設へと変容する過程で、郡衙と寺院、そして祭祀がどのように関連して機能し、地方末端支配に活かされていたのか。「官衙」という特殊な消費地、すなわち政策的な意図に基づいて、積極的に物資を集積、流通させた拠点である弥勒寺遺跡群全体の変遷過程に弥勒寺西遺跡を位置づけることができれば、律令と祭祀の関わりを極めて具体的に描くことができると考えられる。弥勒寺西遺跡の全容解明とともに、弥勒寺遺跡群の包括的検討を可能にすることが喫緊の課題である。

*1 「大宝二年御野国戸籍」のうち、ムゲツ氏との婚姻関係が読み取れる「加毛郡半布里」に3人の「水取部」がみえる。

*2 律令の施行細則。905年に編纂が始まり、弘仁式(820)・貞観式(871)とその後^の式を集大成し、927年に完成した。

*3 野村忠夫 1967「村国連氏と身毛君氏 - 壬申の乱後における地方豪族の中央貴族化 -」『律令官人制の研究』吉川弘文館

『続日本紀』 養老元年九月戊午条

(前略)

又免_レ不破當耆二郡今年田租。及方縣。務義二郡百姓供_レ行宮_レ者租_上。

『延喜式』 主水司

御生氣御井神一座祭_レ中宮權此

(中略)

右隨_二御生氣_一。擇_二宮中若京内一井堪_レ用者_一定。前冬土王。令_二牟義都首_一潔治_二即祭之_一。至於立春日味旦。牟義都首汲_レ水付_レ司擬_二供奉_一。一汲之後廢而不_レ用。

※『新訂増補国史大系』吉川弘文館より

報告書抄録

ふりがな	みろくじいせきぐん みろくじにしいせき							
書名	弥勒寺遺跡群 弥勒寺西遺跡							
副書名	関市円空館建設に伴う発掘調査							
巻次								
シリーズ名	関市文化財調査報告							
シリーズ番号	第23号							
編著者名	田中弘志							
編集機関	関市教育委員会							
所在地	〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 TEL. 0575 (22) 3131							
発行年月日	西暦2007年3月20日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
弥勒寺西遺跡	岐阜県 関市池尻 字東屋敷	21205	G27S09909	35°30'10"	136°53'35"	2002. 2. 18 } 2003. 5. 9	約1,707㎡	関市円空館建設
国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群	主な時代	種別	主な遺構	主な遺物		特記事項		
弥勒寺官衙遺跡 (弥勒寺東遺跡)	奈良時代 } 平安時代	祭祀遺跡	旧河道 井泉遺構 溝 橋状遺構 掘立柱建物 掘立柱列 篝火跡 土坑	須恵器 土師器 灰釉陶器 緑釉陶器 瓦類 山茶碗 木製品 鉄釘 鉄滓、フイゴの羽口 砥石 土錘 紡錘車 銭貨 縄文土器・石器類 種子類		・谷川にはさまれた中州に祭祀の場として整えられた一画を発見。 ・「大寺」をはじめ、200点を超える墨書土器が出土。 ・召喚木簡(郡符木簡か)を含む木簡5点や斎串、人・舟形代などの祭祀に関わる木製品が出土。 ・多数の鉄滓、フイゴの羽口の出土から、この谷川には鍛冶に関わる遺構が存在することも確実。		
弥勒寺跡 丸山古窯跡 の西に位置する。								
要約	<p>3条の古代の谷川を検出し、その内の2条は調査区内で合流する。この本流(SX1)と、もう1条の支流(SD1)はさらに下流で合流し、長良川へ注いでいたものと思われる。この谷川からは、約1,900点の木製品、200点を超える墨書土器を含む1万数千点にのぼる遺物が出土した。</p> <p>岸边には、井泉遺構(土坑に曲物や底部を穿孔した土器を埋設した湧水を誘う仕掛け)が点在し、その湧き水を導く溝を伴う方形に張り出した岸边や、その背後に目隠し堀と篝火の跡があり、まさに祭祀の空間として整えられた一画と考えられる。また、谷川を渡るための橋や大形の掘立柱建物(柱間3m)を検出した。</p> <p>2条の谷川が合流する地点では、フイゴの羽口や鉄滓が多量に出土したことから、調査区外の北西側に鍛冶に関わる遺構が存在することも確実と見られる。</p> <p>奈良時代中頃から盛んに祭祀が行われていたことや、工房の存在が浮かび上がるなど、寺院(弥勒寺跡)や郡衙(弥勒寺東遺跡)の営みをより具体的に知る上で重要な発見となった。</p>							

関市文化財調査報告第23号

弥勒寺遺跡群

弥勒寺西遺跡

－関市円空館建設に伴う発掘調査－

2007年3月20日 発行

編集・発行 関市教育委員会
〒501-3894 関市若草通3丁目1番地
TEL (0575) 22-3131 (代)

印刷 協同印刷株式会社
